高知ぢばさんセンター大ホール等震災対策工事 一般競争入札心得

（公財）高知県産業振興センター

（趣旨）

第１条　公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）が発注する「高知ぢばさんセンター大ホール等震災対策工事」における一般競争入札（以下「競争入札」という。）の取り扱いについては、高知県産業振興センター経理規程その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札参加者の資格）

第２条　競争入札に参加できる者は、事前に入札参加資格の確認申請を行い、入札参加資格が有るとの通知を受けた者とする。

（入札保証金）

第３条　前条により入札参加資格が確認された者の入札保証金は免除する。

（入札の方法等）

第４条　入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書、図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

２　入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。

３　代理人が入札をするときは、別記第１号様式による委任状を入札執行者に提出して、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。

４　入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者又は入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。

５　入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。

これらに関する入札執行者の指示に従わないときは、入札書投かん後であっても、入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

（入札の基本的事項）

第５条　入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の108分の100に相当する金額を別記第２号様式による入札書に記載して入札しなければならない。

２　入札書の金額は、１円未満の端数を付すことができない。１円未満の端数を付したものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。

３　入札書の記載事項のうち、金額は訂正することができない。

４　前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正個所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。

５　入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。

６　次の場合には、入札は行わない。

（１）競争入札の公告における入札参加資格要件を満たす申請者がないとき

（２）入札参加者が１者もいなくなったとき

７　入札参加資格確認通知書で入札参加を認めた者が１者でもあるときは、入札を行う。

（公正な入札の確保）

第５条の２　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（工事費内訳書）

第６条　入札者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を、入札書の投かんに際し、全員必ず一緒に投かんしなければならない。

２　工事費内訳書は、入札会場で作成することは認めず、その作成権限を代理人に委任することはできない。

３　工事費内訳書は、別記第３号様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくてもよいものとする。

（入札の取りやめ等）

第７条　次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

（１）天災その他やむを得ない理由があると認められるとき

（２）入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

（入札の辞退）

第８条　入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

２　入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。

（１）入札執行前にあっては、別記第４号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送する（いずれの場合も、入札日の前日までに到達しなければならないものとする。）。

（２）入札執行中にあっては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。

３　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

（無効の入札）

第９条　次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

（１）入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書

（２）誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書

（３）入札の金額を訂正した入札書又は金額未記入の入札書

（４）予定価格を上回る価格の入札をした入札書

（５）その他、入札の諸条件に違反した入札書

（失格の入札）

第10条　次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

（１）入札に参加する資格のない者が入札をしたとき

（２）委任状を持参しない代理人が入札をしたとき

（３）２人以上の入札参加者の代理をした者が入札をしたとき

（４）所定の入札箱に投かんしなかったとき

（５）最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をしたとき

（６）第13条のくじに参加しないとき

（７）明らかに談合によると認められる入札をしたとき

（８）工事費内訳書を提出しないとき

（落札者の決定方法）

第11条　当該内容に適合した契約の履行を確保するため、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（落札宣言）

第12条　落札となる入札があったときは、工事名、入札書記載金額に100分の８を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して、落札を決定する。

（同額等の入札者が２者以上ある場合の落札者の決定方法）

第13条　落札となるべき同額の入札をした者が２者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。このとき、入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は、第10条第１項第６号により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

（再度入札）

第14条　開札の結果、落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

２　再度入札は、２回（初度入札を含め３回）まで行う。

３　再度入札において、その前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思表示があったものとみなす。

４　次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

（１）入札を辞退した者

（２）入札辞退として取り扱われた者

（３）入札の結果失格となった者

５　再度入札に当たって、入札者は工事費内訳書の提出を要しないものとする。

（更改入札等）

第15条　入札不調（第５条第６項の規定により入札が行われなかった場合（以下この条において「入札不成立」という。）及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。）の場合は、入札参加資格要件を見直したうえで改めて公告を行い同一工事（業務）に係る入札（以下「更改入札」という。）を行う。

２　前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行えない事情があるときは、次の者と随意契約の見積合わせを行う。

（１）入札参加者が１者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者

（２）入札参加者が１者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者

（３）入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札（再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。）を通じて、最低制限価格を下回り失格となった者を除き最低価格の入札者

３　前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

（契約書の提出等）

第16条　落札者は、落札決定の日から閉庁日を含む14日以内に、交付された契約書の案に記名押印し、センターに提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合はこの限りではない。

２　落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したものとして、随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。

３　前項の随意契約の見積合わせは、第11条の規定により、落札辞退者に次いで落札者となるべき者を相手方として行う。

４　落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、第２項の随意契約の見積合わせにより落札者を決定する。

（現場代理人・技術者届等）

第17条　落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届を提出しなければならない。

２　現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法（昭和24年法律第100号）に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。前項の届出で入札の参加申請時に届け出た配置予定技術者を理由なく変更したときも同様とする。

３　前項において落札決定を取り消す場合の取扱いについては、前条第４項の規定を準用する。

（契約の保証金）

第18条　落札者は、契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、次項の規定により免除された場合又は第３項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

２　次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

（１）落札者が保険会社との間にセンターを被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

（２）落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

３　契約保証金の納付は、次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。

（１）出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)

第3条に規定する金融機関が保証した小切手及び手形

（２）公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

４　落札者は、契約の保証金の免除又は契約の保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

（異議の申立て）

第19条　入札者は、入札後にこの心得、仕様書、設計書、図面その他あらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（入札記録）

第20条　入札結果は、別記第５号様式による入札記録にとりまとめて公表する。

附　則

（施行期日）

この心得は、平成29年11月15日から施行し、同日以後に公告を行う「高知ぢばさんセンター大ホール等震災対策工事」の一般競争入札に適用する。